



改正養蜂振興法が平成25年1月から施行されます

花粉交配用のみミツバチを飼育される方は届出は不要です

花粉交配に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育する方で、蜂蜜・蜜蜂等を販売されていない場合



- ・蜜蜂を通年で飼育されている方、及び
- ・蜂蜜や蜂蜜等を譲渡または販売されている方は

毎年、1月中に蜜蜂飼育届(第1号様式)の提出が必要となります。(手数料はかかりません。)

様式のダウンロードはこちらから

<http://www.pref.yamanashi.jp/chikusan/>(山梨県農政部畜産課HP)

【提出先】山梨県農政部畜産課(甲府市丸の内1-6-1)

・花粉交配用に使用した蜜蜂は、そのまま放置すると、蜜蜂の病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。

・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。



園芸農家



貸出等の場合



養蜂業者に返却

買い取りの場合



焼却

窓口	担当係	電話
(届出窓口) 山梨県農政部畜産課	生産振興担当	055-223-1607
(相談窓口) 山梨県東部家畜保健衛生所	保健指導課	055-262-3166
(相談窓口) 山梨県西部家畜保健衛生所	保健指導課	0551-22-0771